

# 国家戦略特区ワーキンググループ提案に関するヒアリング (議事概要)

---

(開催要領)

日時 平成25年9月17日(火) 9:30~10:20

場所 永田町合同庁舎7階 特別会議室

出席

<有識者>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 工藤 和美 シーラカンスK&H株式会社 代表取締役  
東洋大学理工学部建築学科 教授

委員 坂村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府 教授

<提案者>

東京都

<事務局>

(提案概要)

世界で一番ビジネスのしやすい国際都市づくり特区

---

(議事概要)

○藤原参事官 東京都の「世界で一番ビジネスのしやすい国際都市づくり特区」ということでヒアリングをさせていただきます。

全体が50分でございますので、20分から30分プレゼンテーションいただきまして、その後、質疑応答という形にさせていただきます。提案内容、議事録は公開の扱いとさせていただきます。

それでは、座長、よろしくお願いいたします。

○八田座長 どうも、早朝からお越しくございまして、ありがとうございます。

それでは、時間もございませんので、早速、プレゼンをお願いいたします。

○東京都 東京都では、平成23年12月のアジアヘッドクォーター特区指定以降、外国企業の誘致を中心に、東京及び日本の経済活性化に向けた取り組みを進めてまいりました。5月22日の産業競争力会議には猪瀬知事も有識者として出席いたしまして、東京都が進めるアジアヘッドクォーター特区の国家戦略特区へのバージョンアップについて意見を述べさせていただきます。

本日の提案ですが、「世界で一番ビジネスのしやすい国際都市づくり」をテーマとして、外国企業誘致において重要となる提案、これに加えまして、新たなビジネスの創出やベン

チャー企業への支援などを行う特色ある民間事業者等の取り組みとの連携を盛り込んでおります。また、外国人従業員の家族の生活環境の充実に係る提案も行っています。

9月7日に2020年東京オリンピックの開催が決定したことは、東京が国際都市としての存在感を高め、国内経済全体を牽引するための大きな変革を実現する好機となります。東京都の提案は、日本経済を停滞から再生へという国家戦略特区に欠かせないものとなっており、提案のもとに、東京都は国際競争力強化にしっかりと取り組んでまいります。

なお、オリンピック開催のための必要となる措置につきましては、別途全体を取りまとめまして国に提案することとしております。

本日の提案は、「世界で一番ビジネスのしやすい国際都市づくり」の観点からまとめたものでございます。

○東京都 それでは、私から、お手元の資料に基づきまして、東京都の提案について御説明をさせていただきます。多少資料のページが前後いたしますが、規制改革の要望等を中心に御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料の表紙をおめくりいただきまして、1ページ目をごらんください。今回の私どもの提案は、大きく3つの柱立て、プロジェクト立てから構成しております。

第1番目が、外国企業が日本企業とビジネスをしやすい環境づくり。この提案につきましては、ベースとなる環境づくりに2層構造で、各地域ごと、拠点ごとに特色あるビジネスプラットフォームの形成という動きが出ております。このビジネスプラットフォームを形成することによって、新しいビジネスが生まれてくる仕組み、これを支えるための提案を2層構造で提案いたしております。

それから、2番目に、外国人が暮らしやすい都市づくりということで、外国人のための生活環境整備に係る提案。

それから、3番目に、これらの提案のベースとなります、東京を24時間活動する国際都市としていく、このための環境づくりということでの提案。この3本柱で提案をさせていただいております。

まず、ビジネスのしやすい環境づくりについてですが、ここでの制度改正要望について御説明させていただきます。資料4ページをごらんください。私ども、現在の総合特区制度という制度のもとで外国企業の誘致を進めております。この中で、外国企業がビジネスを行うに当たって一番の岩盤規制となっておりますのは、日本語環境でさまざまな手続きをしなければいけないというところでございます。もちろん、ビジネスの相対、民衆との関係での日本語環境というのもございますが、最初に日本でビジネスを始めようと思うファーストステップのところ、日本語で取り組まなければいけない。ここの部分が非常に大きな壁になっております。

実は、この日本語の壁というのは、法令に基づいて、例えば、申請書を日本語で書かなければいけないと明記されているものはほとんどございません。いろいろ調べましたところ、薬事法の施行規則に1つ、そういう法令を見つけたのですけれども、それ以外は、法

令で明確に日本語でというのは書いていないのですが、現実には日本語での申請しか受け付けられていないという状態になっております。この部分を、日本語ではなく、英語でも申請を受け付けるとすることによって、外国企業にとってはビジネスがしやすくなる、あるいは法人の立ち上げが早くできるという形になりますし、対外的にも、日本が海外に対して開かれた国になっていくことをアピールする効果があるかと思っております。

こういった取り組みを進めようとするすると、霞が関の各省庁に英語での申請書の対応を求めることになるのですが、こういったものについては、必要性そのものがなかなか認識してもらえない。仮にやろうとすると、いろいろ理由をつけて、人材が足りないとか、そういう理由で取り組んでもらえないという現状がございます。したがって、特区という、エリアを限定した形での取り組みということで、まず風穴を開けることが必要ではないかと思っております。

それから、外国企業が入っていくに当たって、入国審査の問題、それから、法人設立に係る手続、このあたりも、現在の総合特区制度の中でも取り組んでおります。例えば、入国審査は、高度人材ポイントというもので入りやすくなっております。しかし、実態を見ますと、高度人材ポイントの見直しが行われて、現在、高度人材として認定を受けた方は434人いらっしゃるようですけれども、そのうち経営管理部門で入っている方は24人しかいらっしゃいません。たったの5%です。1つの理由としては、例えば、高度人材と言えるためには、イノベーションの創出促進を目的とする、法律に基づく企業や、補助制度の対象企業でなければいけないというような限定がございます。

一方で今回、安倍内閣のもとでは、対日直接投資を倍増するという計画がございます。イノベーションに資するかどうかとは関係なく、直接投資をとにかく進めたいという政府目標がございますので、この辺の縛りを外していただくといったことも必要ではないかと思っております。

今ほど日本語の問題で申し上げましたように、岩盤規制と言われるものには、必ずしも法令に基づかないような規制もあるかと思っております。そういった観点で見ましたときに、2ページで、現在の総合特区制度の一番の売りは、法人税の所得控除があることが売りになっておりました。我々もこれを活用したいと思っておったのですが、実は、この適用にはさまざまな要件がかかっておりまして、実態として、今、使えない状態になっております。

その1つの例としましては、規制緩和との関係でいきますと、規制緩和、これも、その当該法人に対する法令に基づく規制緩和の適用がなければ所得控除が受けられないという要件になっております。我々、先ほど来申し上げておりますように、必ずしも法令に基づかなくても、企業のビジネスを円滑に進めるための規制緩和はあると考えておりますが、こういった緩和を求めても、現在の制度では所得控除を受けられないという構造になっております。こういったものはぜひとも撤廃をしていただければと思っております。

それから、税の関係でいきますと、税率の問題は、国際競争力の観点から、どれぐらい

まで下げるかというのは、国家戦略としての議論として当然あるとは思いますが、いわゆる専ら要件といったものがかかっておりまして、例えば、我々はアジアの業務統括拠点を誘致することにしておるのですけれども、業務統括事業以外の事業をやってはいけない。それをやった途端、税の適用が受けられない。あるいは特区エリア外で事業を行った途端に受けられなくなるという要件がかかっております。こういった要件については、やはり見直しをお願いしたいと考えております。

それから、2層構造でビジネスを進めるための仕組みを今回盛り込んでおりますと申し上げました。1つの例といたしまして、6ページをお開きください。特区のエリア、東京都内のエリアで、各地域ごとに、拠点ごとに、その地域の特色を生かして取り組みを進めようという動きが出ております。6ページに記載しておりますのは、日本橋エリアでの取り組みです。日本橋エリアは従前より製薬企業等の集積がございます。こういった企業の集積を生かしまして、製薬業界、医学系の大学、理化学研究所、あるいはバイオインダストリー協会、こういった民間企業の方々が一堂に、ワンストップで集まって、そこでさまざまな研究機関や大学にある研究のシーズと製薬業界の製品化に係るニーズ、これをマッチングをさせる。

しかも、製品化するためには厚労省の治験をとらなければいけないのですが、アウトプットとして治験をとるためには、許認可をとるためには、どういう研究、実験をしなければいけないか、アウトプットを見据えた上で研究の仕方もコーディネートしていく。こういった形で、シーズをニーズにできるだけ早くつなげていくという仕組みをつくらうとしております。こういった仕組みに着目しまして、こういった仕組みを行う企業に対して、特別の規制緩和等ができないかということで提案いたしております。

具体的には7ページでございますが、先ほど申し上げましたように、日本語申請というものは一般的には法令では規定はないのですが、薬事法施行規則において日本語申請が義務付けられています。これを例えば、英語による申請を受け付けていただく。実は、特許については若干進んでおりまして、後で日本語訳を出せば、とりあえず英語での申請を受け付けるよというのが先行的に進んではおるのですけれども、そのこの部分を一举に英語申請まで認めていただくということができないかという提案。

それから、グレースピリオド期間という、これは製薬業界特有の問題かもしれませんが、特許をとるためには、公にこういう発明をしましたというプレゼンをしてから、現在の制度ですと、6カ月以内に特許をとらなければいけないことになっております。しかし、この6カ月というのは非常に短く、準備が十分にできなく、事業化に結びつかないという場合もございます。これをアメリカ並みの12カ月まで延長することができないか。これは業界特有の問題としての規制緩和の要求をさせていただいております。

その他、特許に関しての幾つかの規制緩和要求もあわせていたしております。

続きまして、生活環境整備について御説明をさせていただきます。資料、少し飛ばさせていただきますまして、16ページをお開きいただけますでしょうか。外国企業、あるいは外国人

の方の生活環境整備を考える上で、外国人ビジネスマンの方が単身でいらっしゃることはほとんどなく、家族とともにいらっしゃいます。いろいろニーズをお聞きしますと、子弟の教育の問題と医療の問題がございます。

まず、子弟の教育のインターナショナルスクールについては、何が規制緩和項目かというのを探っていきましましたところ、設置に係る規制というのが1つございまして、ただ、これを突き詰めていきますと、実はこれは東京都で対応できるという規制でございました。現在のあれでは、所有していなければいけないという要件がかかっておりまして、ここの部分を東京都みずからが規制緩和することを今、予定しております。

それ以外につきましては、一番の問題はやはり財政的な問題が大きいですと思います。インターナショナルスクールの場合は、日本の法体系でいきますと、いわゆる各種学校という位置づけになっておりますので、財政支援の措置が十分ではございません。ここの部分について、インターナショナルスクールについて何らかの財政支援制度を創設していただくか、今回の1つの提案といたしましては、インターナショナルスクールに対する法人の寄附税制を創設できないかということをご提案させていただきます。

現在、インターナショナルスクールに対して、個人が寄附をした場合は寄附税制がございしますが、法人が寄附をしても税の特例措置がございません。外国企業が、そこで働く従業員の子弟のために、その子弟が通うインターナショナルスクールに寄附をする、それによって外国企業そのものも税としての恩典を受けられるという形にすれば、ここは受益者と負担者が一致をいたしますし、企業にとっても利益になるという制度になるかと考えております。

次に、医療環境の面でございます。こちらにつきましては、私ども、今の総合特区制度の中でも、外国人が母国語で医療を受けるような環境を整備したいということで、さまざまな提案をしております。厚労省から、2国間制度で、バイであれば、例えば、日本とイギリスであれば、イギリスの国民に限って診療するという制度はあるという御提案がありまして、そういった制度の活用の可能性も検討したのですけれども、病院等にヒアリングいたしますと、それでは対象が狭過ぎるという御指摘でして、使い勝手が悪いという話でした。

今回、有識者ヒアリング等の中で、厚労省のほうから、現在の臨床修練医制度、これは基本的には、発展途上国のお医者さんに来ていただいて、日本の医療制度を研修していただくというのが本来の趣旨かと思いますが、それを逆にして、高度の医療技術を持った外国のお医者様に来ていただいて、日本での研修をしていただくという形で制度の活用を検討しているという御発言があったかと思っておりますが、この制度を、厚労省のお考えをさらにもう一歩進めていただいて、高度医療でなくても、外国人の方が診療行為を受けるに当たっては、我々日本人では余りに気にしていない、当然と思っているようなことでも、外国人の方であれば、例えば、インフォームドコンセントのやり方ですとか、そういった固有のニーズがあるかと思っております。こういったニーズを指導するという観点で、高度の医

療技術ではなくても、外国人の医療を指導するという観点で、外国人のお医者様を海外から呼び寄せることができないかと考えております。

実は、私ども、その次の18ページにございますが、救急医療の救急隊員につきまして、今回、都独自の取り組みといたしまして、救急救命士をアメリカに派遣するというのを始めようと思っております。救急救命士の中にも、英検の1級ですとか、TOEICの850点以上という、一定の英語能力を持っている隊員はおります。しかしながら、救急の現場で、本当に外国人の方がどういうことを望んでいるか、あるいはどういう対応が求められているか、やはり現場できちっと学んでくる必要があるだろうと考えまして、今回、そういう形で、救急隊員を海外に派遣するという事業を都独自で行うことにしております。

それと同じような形で、やはり医療の現場においても、外国人のニーズに応じて、きちっと医療行為ができるという体制を確立するためには、外国人のお医者さんに一旦来ていただいて、指導していただくことが必要ではないかと考えております。

最後でございますが、24時間活動する国際都市としての環境整備ということで、これからオリンピックがまいりますと、東京は名実ともに国際化をしていかなければなりません。そのための提案はまた別途、いろいろ国のほうにはさせていただきたいと思っておりますが、外国企業誘致の観点の中で我々が今、気づいたものということで、こちらに挙げております。

例えば、外国通貨を使いやすい環境整備ということで、海外発行のキャッシュカードが今、大手メガバンクのATMでは使えません。これは規制によるものではなくて、システムの問題だと聞いておりますが、こういったものも国家戦略として、民間メガバンクに対して働きかけていただくといったことは必要かと思っております。

それから、規制という意味では、外貨両替業務というものがございまして、規制緩和の結果、現在、報告制度という形にはなっておりますが、1カ月で100万円相当の両替を行った場合、報告義務が課せられ、報告をしないと罰則までかかるという形になっております。このあたりを緩めていただければ、まちなかで、例えば、普通の日本旅館とか、そういうところでも両替がスムーズに行えるという形になってくるのではないかと考えております。

それから、時間市場の開拓ということで、これは5月の産業競争力会議でも知事からプレゼンをさせていただきましたが、国際都市ということ考えた場合に、今の時間のあり方、例えば、閉館時間、8時とか9時に閉まってしまうというのが本当にいいのか、もう少し有効に時間が利用できないのかということも考えていく必要があるのではないかと考えております。

その延長の中で、例えば、時間の使い方を考えていく中で、標準時間自体も、今の標準時間を当たり前のものと考えておりますが、それで本当にいいのか、こういったことも議論をしていくことが国家戦略としては必要ではないかと考えておりまして、今回、そういった提案もさせていただいているところでございます。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

○坂村委員 今回、この特区の話があったときに、東京都の話は今日初めて聞いたのですが、そうではなくて、東京都を舞台とした、いろいろな提案がたくさん出ているのですけれども、そういうものとの連携はどうなっているのですか。

○東京都 我々も全ての提案を伺うことはございませんが、例えば、1ページの下の方に、各エリアごとに特色あるプロジェクトを挙げておりますが、これらの取り組みを進めていらっしゃる民間事業者の方から、もともと総合特区の制度の中で、一緒に外国企業誘致に取り組もうということ、いわゆる地域協議会のメンバーにも入っていただいておりますし、今回提案に当たっても、いろいろ意見交換をさせていただいております。我々は我々のスキームの中で書ける限りのことを書いておりますし、各事業者の方は、外国企業誘致のスキームを若干超えた範囲での取組もお考えになっていらっしゃると思いますので、そういったものは各事業者の方として提案をされております。そういう意味で連携をとらせていただいております。

○坂村委員 それで、東京都として、なぜ外国なのですかというのが私の興味あるところなのです。普通の一般的都民とか、国民からいくと、外国より自分たちと思う人も多いと思うのですが、そうではなくて、外国とやることが、最終的には国民や都民のためになると思うので、外国、外国とおっしゃっているのでしょうか。今、日本の中でもいろいろ成長させたいと思っている人たちはいるし、これだと、外国の企業がうまくいくというのは何となくわかるのですが、それも大事ではないと言っているわけではなくて、大事だと思いますが、そうではない人たちはどうなのだというのはいかがでございますか。

○東京都 まず、外国企業誘致を提案の柱に据えましたのは、今後の日本経済全体を考えましたときに、少子高齢社会になることはもう避けられない状況だと思います。その中で、経済発展の源泉となるヒト・モノ・カネをどうやって持ってくるかということになります。国内に一定の限界がある以上は、それは海外から持ってくることを考えなければいけない。

○坂村委員 お金も人も。

○東京都 お金も人もです。ただ、外国企業を誘致すればそれでいいかというのと、そこはそうではないと我々も思っております。誘致した外国企業と国内の企業がいろいろな形でコラボレーションする、あるいは意識啓発をし合う、それによって日本企業の新たな海外展開を目指すとか、新しい技術力、あるいは商品企画力を磨いていく、販売力を磨いていく、それによって日本企業自体も発展していくことが必要ではないかと思っております。

今の総合特区制度ができましたときに、全国で7つの地域で選ばれましたが、それぞれの地域は、ライフイノベーションですとか、フードですとか、一定のテーマをもって設定されております。それに対しまして、我々は外国企業という切り口で、他の皆さんとは若干切り口を変えて、そのことによって逆に我々が誘致した外国企業は、それぞれの地域の特区でできてくるビジネスと結びつくということも考えられる。それによって、それぞれの地域も発展していくということもできるのではないかと考えました。

○工藤委員 今、坂村委員がおっしゃったことと重なるのですけれども、ここに挙げていらっしゃることは、それぞれ事業者が独自に、民間が提案されてきていて、先ほども御自身で言っていましたけれども、東京都がとめているところも実際あったりという、アセスとか、かなり、そういう話が現実で、とめているという言い方は変ですけれども、判断が遅いというのが、国が考えるべきことと、都が考えるべく、かなり交錯しているなというのが私たちの思いなのです。

だから、逆に言うと、都がこれだけのことを後押しするということは、東京都と事業者の間でもスクラムを組まなければいけないし、そこでまたさらに突破できないような国の法制度とか仕組は戦略特区でやっていくみたいな、少し整理も必要なのかなと思って、今、お伺いしていたのです。

それと、多分、オリンピックの話がまた重なってくるから、それはそれでまた何か考えなければいけないことなので、そういう状況にある中で、東京都がみずから行えること、例えば、民間開発というのは後押しはできるけれども、御自身ではできませんね。そのあたりは、今日の提案の中で、東京都が独自にやれることとしては、一番押される場所はどこあたりですか。

○東京都 先ほど申し上げましたように、例えば、医療環境の整備の中で、救急救命隊員については東京都独自でできることだと考えております。

それから、外国企業を誘致するに当たって、実はこれからまた予算要求をしなければいけないのですけれども、例えば、インターナショナルスクール等についての財政支援措置は今のところないのですけれども、その部分について、できることには限界はあると思うのですけれども、都独自の支援措置等も考えられないかということは検討いたしております。

○工藤委員 東京都としては、先ほど言ったように、所有については緩和するから、押しにくいとかですね。先ほどの法人税をとというのは、海外でやっていることなので、いいですね。法人税の部分でインターナショナルスクールに出した分についてというのは、それは国のほうの話だと思うのですけれども、そういうのとあわせるときに、東京都も推進してくれないと、一緒に動かないと意味がなくなってしまうけれども、それについては、そういう方針があるということですね。

○八田座長 小さなことと大きなことがあります。小さいというのは非常に具体的なことですが、先ほど、バイで外国人の医者を呼んでくるのではなくて、もう少し広くということでしたが、それは範囲としてはどうなりますか。例えば、シンガポールのお医者さんが来たときに、アメリカ人もカナダ人もみんな診ていいことにするのか、ついでに日本人も診ていいことにするのか、その辺はどういうことを考えていらっしゃるのですか。

○東京都 基本は外国人の方が母国語で医療を受けたいというのが一番大きなニーズとしてございますので、そのニーズを満たしたいと考えております。最低限英語でということですので、外国人の方を診るということで、今、国籍の縛りがあるのですけれども、その

国籍の縛りはなくしたいと考えております。

○八田座長 ということは、希望するならば日本人も診てもらっていいと。

○東京都 日本人の方が英語でわざわざ受診をしたいと思われるケースは逆に余りないかと思えます。

○八田座長 外国にいた人で、日本語よりも英語が自由な人は幾らでもいますね。国籍的にはね。それはいいということですか。

○坂村委員 でも、今の話は、外国人が外国人のためにとおっしゃっていますね。そこはすっきりしている。

○八田座長 日本国籍はあるけれども、帰国子女で、事実上外国人みたいな人はいっぱいいますね。一応、国籍で簡便に整理するということですか。

○東京都 日本人の方をあえて外国人のお医者さんに診せるニーズと必要性は、極めて例外的にあるのかもしれませんが、ないと思うのです。

○八田座長 全国では例外的かもしれませんが、東京では結構いますね。

○東京都 うーん、そこは。

○八田座長 だから、整理としては国籍でということですね。

○東京都 はい。

○八田座長 わかりました。

それから、もう少し大きなところとしては、大体がエリアマネジメントできるようにしてほしいという要望が多いのですね。場所によってもいろいろあるのですけれども、道路を使うときに、許可申請をいくつもの部局にもっていくのは大変なので、これを一元化してもらいたいということがよくあります。

それから、もう一つは、NPOなどの組織で地元の企業や住民の多くをまとめているところが、しかるべきところに認定されたならば、そのまちづくりの団体として認められて、そこにある程度権限を落としてもらいたいという要望があります。特に道路に関する建設関係のことで国交省関係のことですね。場合によって広告規制に関することも落としてもらいたい。そうやることによって非常に意思決定が早くなる。これについては、言ってみれば公設民営のような形でやりたいし、外国でも例があるというのです。こういうことを進めていく上で、できるだけ都の御協力をいただけないだろうかということなのです。特区に選ばれるかどうかは別にして、今後、制度設計していく上について。この点についていかがでしょうか。

○東京都 例えば、大丸有地域でいきますと、まちづくりに関して、地域の皆さんでルールを決めて、そのルールに従って取り組みをされております。そういったものをきちっと、例えば、地区計画に位置づけていくとか、そういったことがまず必要かと思っております。そういった中で、実は、権限委譲の話になりますと、例えば、道路占用の話は、道路によって、国道であったり、都道であったり、区道であったりするものですから、都だけの判断ではなかなかできない部分はありますので、今回の制度でいきますと、国と提案した地

方公共団体、それから、民間事業者の方が入った形での協議会がつくられて、その中で議論されていくことになっていくと思います。そういった中で、どういう受け皿であれば、どういうことがその受け皿にゆだねられるかを議論していくことは必要かと思っております。

○八田座長 そうしたら、それが一定の受け皿としての資格を持つところならば、都の部分については御協力いただけるということでもよろしいでしょうか。

○東京都 抽象論として、今、やります、やりませんというのはなかなかお答えしにくいところがございますので。

○八田座長 制度設計を助けていただくということですね。

○坂村委員 他の方たちのこういうような話を聞いていると、都も国も一緒ですね。どっちかという。言い方が難しいのですけれども、例えば、地方などだと、東京ではないところだと、民間とそこが一緒になるのだけれども、東京ぐらいの大ききになると、国と都は一緒で、それで民間の人がいるような感じが、印象ですけれども、受けます。だから、民間の人から見たら、国が何とかしてくれということの中には、括弧都というのも入ってしまっているのですね。それぐらい東京都は巨大なところなので、東京は非常に重要だから、国とスクラム組んで、一緒になって、そういう要求に応じてあげるようなことをするのが一番いいような気がします。

○工藤委員 私たちも大分たくさん意見を聞いてきたので、集約してきているのですけれども、東京都全体、23区でもいいのですけれども、全体を見たときに、まちとして東京はどういうふうな計画をしていくかというところのコントロールは、ここにいろいろ書いていますね。いろいろなことはしっかり持たれて、方向性はお持ちになる。だけれども、その1つ1つについてをジャッジメントするのが、もう一回都に戻すのか、そうではなくて、エリアの人たちに責任も含めて移譲していくか、これは大きな判断なのです。つまり、道路の人、建築の人、何々と全部縦割りになっているのは、国もそうだけれども、都もそれぐらい大きくなってしまっていて、それにものすごく時間がかかるということは多くの人たちから出ているお話なので、東京都がやるべきことと、それを実行していくときのスピード感を誰が責任持つかというところで、東京都の中でそういうスピード部隊をつくって、全部のセクションを取りまとめて一発でやるというところをつくってくださるなら、私はそれでもいいけれども、なかなか難しい。

○坂村委員 だから、順番とすると、外国人だけではなくて、東京都の全体ビジョンというものを東京都がつくって、全東京未来ビジョンです。そうすると、こういう人たちが出てきて何かやると言ったら、今度は逆にそいつを推進するために、国と一緒にやって推進しようとするというのがきれいな感じがするのです。こういうところの話を聞いていると、東京全体としてどうなるのだといったときに、彼らも決められないことがあって、それは東京都全体ビジョンですね。ここをどうつなぐのかとか、そうなってくると彼らはやらないから。当然ですね。このエリアだけとやっているわけだから。そこをどうつなぐ

のか、どういう関係になっているのかとか、そういうような巨大な東京デザインというのがありますね。そこをもっと強く東京都には出してもらえれば、こういうのをやるときにやりやすいのではないかと思います。

○八田座長 今、坂村委員のおっしゃることと全く同じかどうか分からないのですが、もともとうちの大臣が国家戦略特区を提案されたときには、「世界で一番ビジネスのしやすい」ということをキャッチフレーズにされた。首相もそういうことをおっしゃってきた。それで公募の際にも、そのことは、強調されている。

坂村委員は、そのことを活用して、東京自体を生き生きしたものになりたいとおっしゃる。言ってみれば、これはあくまで一つの日本再生のための手段なのだとすることは当然の了解であるのだと考えておられるのですね。

その際に、さっきの話に戻ってしまっていてあれなのですけれども、エリアマネジメントに関連して最も切実な要望は、ディシジョンメイキングをもっと早くしてもらいたい。一元化してもらいたい。この2つのことなのです。こういうディシジョンメイキングを早くする。あまり何層にもしないで、選ばれた特区ではさっさと決めてくれるということは、国際化ということを理由にしているけれども、実は都の決め方、そのビジョンに関することではないかと思うのですね。そこをさっきあまり強調しなかったけれども、そこについてもできるだけいろいろお願いしたり、協議したりさせていただきたいと思うのですが、よろしくお願ひしたいと思います。

○坂村委員 民間の人からしてみると、東京都、大変だというのはわかりますよ。巨大だから。例えば、道路にしたって、都がいいと言ったからといって、今度は警察が出てきますね。田舎だと一体になっている場合などもあるけれども、東京都は独立していたりするから、都はいいと言っても、今度は警察がだめと言うとか、さらに区がまた大きかったりするから、今度、区長反対などと言われてしまうと、困っちゃったなという話になって、かなり困っている人は多いですね。だから、望まれているのは、ワンストップサービスというような感じですよ、私のイメージだと。

例えば、何か申請書出すのだったら、1個出したら、あとはそこから分かれて、警察だ、都だ、区だ、何だと、関係者みんな、それでくるくるとやって、はい、返ってきましたというふうにしてくれたらいいよねと、簡単に言うとそういうことですよ。それを今はどうしているかという、ばらばらに1個1個行って、まず都に行って、いいですかと言ったら、いいと言って、今度は警察行ったら、はい、だめと言われて、保健所行ったら、そんなの知らないと言われたとか、ぐるぐる回って、何とかしてくれというのが多いです。それを、わかった、これは都が全部まとめようということをやったら、大拍手ではないかと思います。東京特区にしてよかったという感じだと思います。

○八田座長 まさにそれです。

○坂村委員 それを期待されていますね。あとは巨大な東京スーパービジョンを出してほしいというのは別の話なのですが、ワンストップサービスに関しては、都がかなりキー

パーソンのような感じは、何か私はするのですけれどもね。まとめとして。

○八田座長 仮に都が選ばれることがあれば、国家戦略の観点から特区を組み立てることに関して、都にも御協力をお願いしたい。

○坂村委員 国家戦略のところ、少なくとも国家特区に関しては、都に1個出せば、全部やりますなどというのは、いいな、これはと。

○東京都 ビジョンに関して言うと、東京都では、年内を目途に、今後10年ぐらいを見通して将来像と大きな方向性を示すビジョンをつくっていかうとしています。

○坂村委員 10年とは言わず、7年。

○東京都 伺った御意見等については、しっかり受けとめていきたいと思えます。